



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 改正職業安定法

NEWS2. 名古屋国税局 相続税の調査状況

NEWS1. 改正職業安定法

2018年1月に改正職業安定法が施行され、労働条件の明示等の取扱いが変更になります。来年1月以降の求人で必ず対応すべき事項ですので、確実な理解が必要になります。

1. 募集～労働契約締結の間に労働条件に変更があった場合の、速やかな変更内容明示

求人募集を行う際、当初明示した労働条件を変更する場合には、その内容を確定後速やかな明示が必要になります。

2. 労働条件変更時の適切な変更内容明示方法

労働条件の変更は下記の場合に、当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法によって速やかな明示が必要です。

※労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法での通知も可。

- ①「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合
- ②「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合
(例)当初:基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月)
- ③「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
- ④当初の明示で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

3. 求人の際に明示すべき労働条件の追加

労働者を募集する際に、従来からの明示すべき労働条件である、「従事すべき契約期間」「就業場所」「就業時間・休憩・休日・時間外労働の有無」等に加え、下記が新たに追加されました。

- ・試用期間の有無/期間
- ・裁量労働制を採用している場合のみなし労働時間
- ・固定残業代を支給している場合の「金額」「手当が時間外労働何時間相当のものか」「〇時間を超える時間外労働分の割増賃金を追加で支給する旨」の明示
- ・募集者の氏名又は名称
- ・派遣労働者として雇用する場合、雇用形態を「派遣労働者」と明示

入社後に採用面接の時と話が違うというトラブルの防止策としても、事前に書面での確認は有効な手段です。変更の明示が適切に行われていない場合や「当初の明示」が不適切だった場合は、行政による監督指導(改善命令、勧告、企業名の公表)や罰則の対象となる場合があります。

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 052-571-5480
西尾事務所 0563-57-7850

Question

先日、相続税の調査があったと話を聞きました。
相続税の調査では、どの程度の誤りが指摘されているのでしょうか。

Answer

名古屋国税局の平成28事務年度の相続税の調査の状況を以下で簡単に説明します。



【解説】

1. 実地調査実績

平成28事務年度の**実地調査の件数は1,886件**（平成27事務年度1,722件の109.5%）、申告漏れ等の非違があった件数は1,595件（平成27事務年度1,449件の110.1%）、**非違割合は84.6%**（平成27事務年度84.1%）でした。

2. 申告漏れ相続財産

申告漏れとなった財産の主なものは下記の通りで、現金預金関係の漏れが最も多くなっています。

相続財産	申告漏れ課税価格
①現金・預貯金等	155億円
②有価証券	58億円
③土地	56億円

3. トピックス

トピックスとして、海外資産関連事案に係る調査、無申告事案に係る調査の件数が前年度に比し増加しています。
特に無申告事案に係る調査は、下記の通りであり、1件当たりの申告漏れ課税価格は、7500万円以上となっています。

平成28年度無申告事案に係る調査実績

平成28年度	
実地調査件数	173件
非違件数	140件
非違割合	80.9%
申告漏れ課税価格	130億円

以上のように相続税の調査となった場合8割以上が、申告漏れが発見され、加算税を含めた、税額の納付が必要となります。
また、昨今の相続税法の改正に伴い、改正以前は相続税申告が不要であった方も、現在は申告が必要となっている場合がございます。
相続の申告については、ぜひ一度専門家にご相談ください。

関係法令通達

名古屋国税局 平成28年事務年度における相続税の調査の状況 平成29年11月

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。
朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480
西尾事務所 0563-57-7850